

令和8年度地球温暖化対策計画書等に関する事業者助言業務 仕様書

1 背景・目的

平成31年度から「愛知県地球温暖化対策推進条例」及び「地球温暖化対策計画書等に関する要綱」に基づき、事業者に対し、「地球温暖化対策計画書」及び「地球温暖化対策実施状況書」の内容について、地球温暖化対策に資するため必要な助言を行うことができることとなった。

本業務は、県が条例等に基づく助言を実施するに当たり、事業者の地球温暖化対策の実施体制やエネルギー利用設備の現地確認に同行し、機器による測定業務を補佐するとともに、温室効果ガスの排出の量の削減等に係る措置等について技術的助言の補助を行うことにより、事業者の地球温暖化対策を促進することを目的とする。

2 業務内容

(1) 業務打合せ及び職員向け事前説明

本業務を実施するに当たり、業務打合せを5回以上行うとともに、職員（県民事務所等を含む）向けに、技術的な現地確認及び助言のノウハウや機器測定に係る事前説明等を1回行う。

(2) 現地確認及び助言

委託者が一次選定した120事業者程度から、委託者と協議の上、40事業者を二次選定する。

また、事業者から提出された「地球温暖化対策計画書」又は「地球温暖化対策実施状況書」の内容に基づき、地球温暖化対策の実施体制やエネルギー利用設備（燃焼設備やポンプ、ファン等の流体機械等）の現地確認に同行し、機器（赤外線サーモグラフィ等）による測定業務を補佐するとともに、温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置等について技術的助言の補助を40件行う。

なお、事業者ごとに現地確認及び助言の内容を記録した「現地確認及び助言シート」の作成も行う。

現地確認及び助言にあたっては、将来的に県民事務所等職員が実施できるよう工夫をすること。

(3) レポートの作成

現地確認及び助言を行った内容について、後日、事業者に渡すレポートを取りまとめるとともに、他の事業者の参考となるよう県webページに掲載する資料案を取りまとめる。

(4) 課題及び対応案の整理

現地確認及び助言の状況や温暖化対策に関する社会情勢も踏まえ、今後、職員が助言を行うに当たっての課題及び対応案を整理する。

3 報告書等

- (1) 報告書（印刷物） 2部
- (2) 報告書（電子媒体） 1部

4 その他

- (1) 受託者は、適切な実施体制や作業スケジュール、管理体制により業務を実施することとし、企画提案書の内容を踏まえ、本県との打ち合わせを随時行うなど、本県との連絡調整を密に行うこと。
- (2) 本業務により知り得た情報について、公にされている事項を除き、将来にわたって、自ら利用し、又は他に漏らしてはならない。
- (3) 本業務で作成した成果物及びその著作権の一切は、全て本県に帰属するものとし、許可なく他に利用又は貸与等を行ってはならない。